

# 会 議 録

会議の名称	平成22年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成22年7月29日（木）午後6時20分～8時53分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成22年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

## 平成22年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成22年7月29日(木)午後6時20分～8時53分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成22年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①新庁舎建設に係る市民フォーラム開催通知送付業務 ②市職員子ども手当支給業務 ③防犯カメラシステムの運用業務 ④後期高齢者医療保険業務 ⑤障害程度区分判定資料等開示請求業務 ⑥要介護認定資料等開示請求業務 ⑦高齢者虐待防止業務 ⑧武蔵小金井駅北口地区まちづくり調査業務 ⑨高齢者・市営住宅業務 ⑩統合化人事・給与システム変更届 ⑪児童遊園等台帳変更届 ⑫東京都心身障害者扶養年金告知書廃止届

(3) 諮問事項

諮問第10号 市民交流センター防犯カメラシステム本人以外収集について  
(映像)

諮問第11号 新庁舎建設に係る市民フォーラム開催通知に使用する公募委員  
応募用紙の目的外使用について

諮問第12号 老齢年金受給資格者へ手続勧奨のための連絡先に関する情報の  
目的外使用について

諮問第13号 老齢年金受給資格者へ手続勧奨のための連絡先に関する情報の  
外部提供について

諮問第14号 統合化人事・給与システムについて(変更)

諮問第15号 公園等台帳管理システムについて

諮問第16号 国勢調査における調査票等仕分委託について

諮問第17号 住居表示台帳及び住居表示板現況調査等業務委託について

諮問第18号 市民交流センター指定管理業務委託について

諮問第19号 公園等台帳電子データ化委託について

諮問第20号 武蔵小金井駅北口地区まちづくり調査等業務委託について

諮問第21号 住宅マスタープラン策定支援委託について

(追加)

諮問第22号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について

諮問第23号 証明書等自動交付事務委託について

(4) その他

ア 平成21年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回10月の日程について

#### 4 出席者

##### 【委員】

松行康夫	伊藤徳興	仮野忠男	嶋田一男
白石孝	平沼昌子	望月皓	渡瀬浩一
渡邊俊雄			

##### 【市側】

稲葉市長	本多総務部長
<保険年金課>	
河内保険年金課長	山岸国民年金係長
<障害福祉課>	
佐久間障害福祉課長	小池相談支援係主任
<介護福祉課>	
伏見介護福祉課長	高橋介護福祉課長補佐
樋口認定係長	本木包括支援係長
萩包括支援係主事	
<文化施設開設担当>	
中谷文化施設開設担当課長	中島文化施設開設担当主査
岡崎文化施設開設担当主事	
<企画政策課>	
井上政策担当課長補佐	高橋調整担当課長補佐
早坂企画政策課主査	
<職員課>	

菅野職員課長補佐

<環境政策課>

石原環境政策課長

<総務課>

濱松法務係主任

<市民課>

若林市民課長

室井市民係主事

<まちづくり推進課>

関根まちづくり推進課長

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

<総務課>

北村総務課長

三浦総務課主査

【傍聴者】

0名

二井本給与厚生係長

鈴木緑と公園係主任

斉藤法務係主事

林市民課長補佐

兵働市民係主事

田嶋まちづくり係主任

白鳥情報公開係長

## 【会長職務代理】

それでは、会長はまだお見えになりませんので、私が代理で、ただいまから平成22年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、この度、小金井市消費者団体連絡協議会の代表として、新たに恩田百合子様の本審議会の委員として就任されましたので、御紹介いたしますが、本日は欠席されるという連絡をいただいております。

それから、西口委員も欠席されるという連絡をいただいております。

それでは、まず、平成22年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に皆様のお手元には草案が届いているかと思いますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

## 【市長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが23件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが3件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、条例第11条に基づく、「市民交流センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、条例第12条に基づく、「新庁舎建設に係る市民フォーラム開催通知送付に使用する公募委員応募用紙の目的外利用について」、「年金裁定請求勧奨のための連絡先に関する情報の目的外利用について」、「年金裁定請求勧奨のための連絡先に関する情報の外部提供について」、条例第14条に基づく「統合化人事・給与システムについて」、「公園等台帳管理システムについて」、条例第15条に基づく「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、条例第27条に基づく「調査票等仕分委託について」、「住居表示台帳及び住居表示板現況調査等委託について」、「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」、「公園等台帳電子データ化委託について」、「武蔵小金井駅北口地区まちづくり調査委託について」、「住宅マスタープラン策定支援委託について」、「証明書等自動交付事務委託について」の合計14件となっております。細部につき

ましては事務局をして説明させますので、よろしくお願ひいたします。

**【会長職務代理】**

それでは、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が23件、廃止の届出が1件、変更の届出が3件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。

2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、7ページ、届出番号11-442、様式類集6ページ、「未納の後期高齢者医療保険料債務の承認及び納付誓約書」で、保険年金課の案件です。後期高齢者医療保険料に関しまして、事情により予定どおりの納付ができなくなった方について、個別に納付計画を立て、分納をいただく場合に、本件書式を提出していただくものです。保有する個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、被保険者番号、電話番号、納税額、相談内容等になります。

**【会長職務代理】**

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見ありますか。

いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、7ページ、届出番号28-195から28-198まで、障害福祉課の案件になりますが、それから、9ページ、届出番号27-65から27-67まで、介護福祉課の案件と内容は同一ですので、併せて報告させていただきます。

それでは、9ページ、届出番号27-65「要介護認定資料等開示請求書」、資料として28ページ、「小金井市要介護認定資料等開示事務取扱要領」を御覧ください。介護福祉課では、介護保険法における要介護認定等における資料につ

いて、本人、遺族、成年後見人、それから委任を受けた弁護士が、その閲覧や資料の写しの交付を求めてきた際、本人や遺族等の負担軽減、又行政側においても統一的で、かつ適正な対応ができるよう、特に事務取扱要領を定め、情報の提供に努めてまいりました。本請求に関しては、その性格から継続性はなく、請求に関する文書を特に簿冊化して保管する必要がないことから、特に今まで保有届という形をとっておりませんでした。今回、この後説明します障害程度区分認定についても同様の措置を図ることとなり、それに伴いまして、こういった形で提供する個人情報、極めて秘匿性の高い情報であり、請求等の経緯を簿冊化して整理しておく方がよいと考えるに至ったため、ここで報告事項とさせていただきます。

届出番号27-65、様式類集12ページ、「要介護認定資料等開示請求書」を御覧ください。請求者又は代理人、補助人の住所、氏名、電話番号等が記載されます。また、代理人である場合は、13ページにあります委任関係を称する委任状を付けてもらうこととなります。

次に届出番号27-66、様式類集14ページ、「主治医意見書の開示について（照会）」です。こちらは、認定に当たって示された主治医の意見書について開示請求された場合に、当該主治医に対して診療上支障がないかどうか照会するものです。こちらは、受診者の住所、氏名、生年月日、請求者との関係等が記載されます。

続いて、届出番号27-67、様式類集15ページ、「主治医意見書の開示について（回答）」です。こちらは、今の照会に対する主治医からの回答です。記録される個人情報は、照会と同じです。

続いて、届出番号28-195「障害程度区分判定資料等開示請求書」です。資料として25ページ、「小金井市障害程度区分判定資料等開示事務取扱要綱」を御覧ください。こちらは、障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定等における資料について、本人、遺族、成年後見人、それから、委任を受けた弁護士、介護認定のときの請求権者にはありませんが、本人と障害福祉サービスの提供契約を締結している事業者が、その閲覧や資料の写しの交付を求めてきた際の、事務取扱を要綱として定めたものです。

届出番号28-195、様式類集7ページ、「障害程度区分判定資料等開示請求書」です。こちらは、請求者等の住所、氏名、電話番号等が記載されます。

次に届出番号28-196、様式類集9ページ、「障害程度区分判定資料等開

示請求書兼誓約書」です。これは特に、本人と障害福祉サービスの提供契約を締結している事業者から請求があったものについて、本人同意をとるとともに特に誓約をとるという形で取扱いに慎重を期すこととしています。あとの主治医意見書の関係につきましては、先ほどと同様ですので、説明を省略させていただきます。

**【会長職務代理】**

ありがとうございました。いずれも非常に大事な個人情報ばかりですね。御質問、御意見ありますか。

**【白石委員】**

開会が遅れた上、本日は、重要案件が多いので、一点だけお伺いします。内容については、これは、本人開示請求、あるいは代理人による開示請求ですから、基本的には問題ないと思っておりますが、介護福祉課は業務開始が平成18年なのに、今回まで、これを届出としていなかった理由を説明してください。

**【総務課長】**

ここで出させていただきました第9条保有届の意味ですが、定型化又は簿冊化して、継続的・反復的にそのものを保有していく性格のものを基本的には保有届として整理しています。こういった開示請求は、その都度単発なものですので、保有届は要らないと整理していました。ただ、ここで障害福祉課も要綱を作成し、先ほど説明しましたように提供する内容が非常に秘匿性の高い情報ですので、ここは一定、簿冊化して請求の経緯が分かるようにしておいた方がいいだろうということで、今回、障害者福祉課が同様の要綱を作りましたので、その際、福祉保健部で一定、この請求の取扱いについて協議した結果、ここは簿冊化して整理する、保有届という形で出した方がよいという判断に至りましたので、ここで改めて出させていただきましたという整理です。

**【会長職務代理】**

障害福祉課がまず簿冊化したので、介護福祉課も同様に簿冊化することになったのですか。

**【総務課長】**

障害福祉課が介護福祉課を追いかける形で事務取扱要綱を作成したときに、この請求書の保管方法について整理した際、これは一定きちんとした形で継続的に保管していくべきだと福祉保健部で整理したものですから、介護福祉課も一緒にここで整理させていただくことになりました。

**【会長職務代理】**

簿冊化というのは、この関連の一連の手續に係る資料を整理し、記録としてしっかり残しておき、後々、これに関連して問い合わせがあった場合に答えやすいように整理しておくという、そういう意味ですか。

**【総務課長】**

そのように理解しております。

**【会長職務代理】**

4年間やらなかったという意味は、今まであまり必要性がなかったからですか。

**【総務課長】**

基本的に開示請求書というのは、その時点で請求に対して公開という決定をしますと、その事案自体はそこで単発として終わるという性格のもので、継続性・反復性は特段にないと理解しておりました。そういうことから、特に保有届という整理はしていませんでしたが、これは一連の流れとして、請求の経緯をきちんとした形で残すために簿冊化した方が良いでしょうという判断に至りましたので、このようになっています。

**【会長職務代理】**

保存年限は5年間で良いのですか。

**【総務課長】**

はい。

**【渡邊委員】**

今までのこういう請求書は、どのように管理されていたのですか。やはり、保存年限があって処理されていたのでしょうか。

**【総務課長】**

それぞれ請求に関しては、ファイル管理票を作っておりますので、それぞれ保存年限があります。その保存年月に基づいて管理をしています。いずれにしても秘匿性の高い情報ですので、それぞれ、かぎのかかるキャビネットでファイルごとに区分して、その中で保管はしていましたが、特に簿冊といった整理はしてなかったということです。

**【会長職務代理】**

簿冊化するというのは、それだけ問い合わせが今増えている、あるいは請求が増えている、何か必要に迫られた、あるいは、より対応を的確にするためにという、どういう必要性から簿冊化しようということになったのですか。そこを分か

りやすく説明してもらえますか。

**【障害福祉課長】**

障害と介護と両方で、今回出させていただいておりますが、今、委員がおっしゃっていただきましたように、対象の方が、障害のある方や高齢の方、あるいは、そういった方と同居されているご家族の方から出されることが一番多いわけです。そうすると、今までであれば個人情報保護条例に基づきまして開示請求という形でしていただきましたが、やはり利用者の方の手續に対する負担軽減、迅速性、そういったことに非常に重きを置きまして、改めてこの手續について考えてみようというところで、障害につきましては今年度、要綱を制定させていただきました。障害と介護と両方ある方もいらっしゃる関係がありますので、そこで整合性を保ちましょうということで、あくまで負担軽減であったり、迅速性であったり、そういったことに重きを置いたといったところです。

**【会長職務代理】**

分かりました。他にありますか。

**【平沼委員】**

テレビで、111歳の方が実は30年前に亡くなっていたということが報道されましたので、小金井ではそのような例はないとは思いますが、やはり個人情報というのがいかにとりづらく、それを隠す方もいらっしゃると思いますが、やはり個人情報をあまり隠すばかりでも大事なことが伝わってこないのではないかと思いますので、今の話題とは離れますが、小金井市ではどうぞ十分にやっていただきたいと思います。

**【会長職務代理】**

分かりました。

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、10ページ、届出番号27-68から27-70まで、介護福祉課の案件になりますが、併せて報告させていただきます。

資料として、31ページに「小金井市高齢者虐待防止事業実施要綱」をお付けしていますので、御参照ください。

最初に届出番号27-68、様式類集16ページ、「高齢者虐待通報受付票」です。こちらは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

律で、養護者又は養介護施設従事者による高齢者虐待の事実を認められるときは、市町村への通報が義務付けられています。その通報があった際の受付票です。保有する個人情報の内容といたしましては、届出状況報告書の15ページになります。対象の高齢者の方の情報、養護者の方の情報、通報者の情報、他具体的な状況などが記載されます。

次に届出番号27-69、様式類集18ページ、「高齢者虐待事案にかかる援助依頼書」です。法律では、市町村は通報に対し、必要な調査等を行うことができると規定され、その際は警察署長に対し援助を求めることができると規定されています。本書式は、その警察署長あての依頼文書ということになっています。保有する個人情報の内容といたしましては、届出状況報告書の16ページになります。当該高齢者、養護者の情報、虐待の状況等が記載されます。

最後に届出番号27-70、様式類集19ページ、「養介護施設従事者等による高齢者虐待について」です。高齢者虐待の事実が市に通報された際、市は東京都に対して報告をしなければなりません。その書式となっています。保有する個人情報の内容といたしましては、届出状況報告書の17ページになります。

**【会長職務代理】**

分かりました。御質問、御意見ありますか。

**【渡邊委員】**

「高齢者虐待通報受付票」に養護者の記載欄がありますが、たまたまそういう家庭もあるかもしれませんが、養護者の障害の度合い、認知症の度合いが必要な理由を教えてください。

**【望月委員】**

これは法律に基づいた書式ということですが、各市は、やはり全く同じような書式で作られているのかどうか、その辺でもまたいろいろ解釈の問題というものが出てくるかと思しますので、教えていただきたいと思えます。

**【介護福祉課包括支援係長】**

養護者ですが、こちらは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設の従事者など以外の者と定義されております。分かりやすく申し上げますと、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などです。こちらの障害の度合い、認知症の度合いという項目ですが、こちらにつきましては、例えば下肢が不自由なようだ、もしくは、養護者の方も最近物忘れがある様子だというようなものを想定しています。この様式自体は、国及び東京都の虐待対応マニュアルの中にあるもの

から抜粋しておりますので、他市も同じような状況です。

**【渡邊委員】**

分かりました。東京都に対する報告には、そういう養護者の記載欄が入っていないものですから。ありがとうございました。

**【会長職務代理】**

小金井市の場合、高齢者に対する虐待事件というのは起きているのですか。

**【介護福祉課長】**

答えづらいところはありますが、全くないとは言えません。

**【会長職務代理】**

分かりました。

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、11ページ、届出番号43-13「高齢者住宅使用料・市営住宅使用料収納一覧」で、参考に、34ページに高齢者住宅、36ページに「小金井市市営住宅使用料口座振替収納事務取扱要綱」をお付けしていますので、御参照ください。まちづくり推進課の案件です。様式類集は23ページになります。高齢者住宅と市営住宅の賃料分の銀行口座等引き落としについて、入居者の申し込みにより引き落としができますが、毎月の賃料の引き落としに当たって銀行に渡すデータが、今回の高齢者住宅使用料・市営住宅使用料収納一覧です。データのやり取りはMOで行います。データの入力は、担当課には入力用のパソコンがありませんので、情報システム課にある独立系単体のパソコンで入力作業をすることになっています。一覧に記録される個人情報、口座番号、預金者名、引き落とし金額等になります。

**【会長職務代理】**

これは、保存方法は電磁的記録と文書、両方残すわけですか。

**【まちづくり推進課長】**

基本的にはMOでやり取りしますので、文書でやり取りするということは、現在のところ考えておりません。銀行に渡すものではありませんが、他に口座振替依頼書が文書としてあります。

**【嶋田委員】**

MOを記録媒体として使うということですが、MOも一般的ではなくなっ

ている中で、何かMOを使わなければいけない特別な理由があるのですか。

**【まちづくり推進課長】**

銀行とのやり取りの中でMOということになりました。FDで出来ないのかということであれば、そのようなことはないと思いますが、MOを使用したいと考えております。

**【嶋田委員】**

FDはもちろん一般的には、長くもたないし、MOはそれなりですが、どちらも相当遅れていると思います。そこは担当として、もっと新しいメディアや安全なものを積極的にやるという姿勢でないと、どんどん時代から遅れていくことになると思いますので、銀行とどういう打ち合わせをされたかは知りませんが、それが答えだとすると、ちょっと遅れすぎてはいませんか。

**【まちづくり推進課長】**

銀行と調整した結果、銀行の方が今まで使っているMOが、安全性があるということで、MOを使うことになりました。

**【嶋田委員】**

銀行が主導して、それがいいと言ったものに対して、担当としては、本当にそれがいいのかどうかを精査して、検討されて言っているのですか。銀行主導にお任せをしたのでしょうか。

**【まちづくり推進課長】**

大変申し訳ございませんが、それは、銀行主導です。銀行が全国的に使っているシステムで口座振替をするということで考えておりますので、銀行が使いやすい安全であるシステムを採用したということです。

**【会長職務代理】**

MO以上に、もっと安全性が高くて使い勝手のいいものは何ですか。

**【嶋田委員】**

パスワードのかかったハードディスクがあります。私も専門家ではありませんが、他にも必ずあると思います。MOに決定したというところが、皆さんが納得できるのかどうかと疑問を感じましたので。意見として言うだけで結構です。

**【会長職務代理】**

銀行との連携で、銀行のシステムに合わせればMOになったということでしょうね。ここは、技術革新について議論する場ではありませんが、個人情報を守る

ということで、銀行主導ではなくて市役所主導で、より安全性の高いものに変えていく、そういう検討はしてください。

**【総務課長】**

基本的には銀行とのやり取りの中でMOが行ったり来たりする形になりますので、その移動経路の中でその情報がどこかへ行くということはないとは思っていますが、嶋田委員御指摘のように、どういう形が一番良いかという話は、全庁的な話になりますし、銀行を含めて検討することだと思いますので、研究課題とさせていただきます。

**【会長職務代理】**

よろしいでしょうか。

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

12ページ、届出番号28-139「東京都心身障害者扶養年金告知書」の廃止届です。当該制度につきましては、平成11年度より申請書の受理及び東京都への進達事務を行ってまいりました。本制度は平成19年3月1日付で廃止されたことに伴い、東京都心身障害者扶養年金への新規加入時に必要な「東京都心身障害者扶養年金告知書」につきましても、本来は同時期に廃止届を提出すべきところでしたが、本制度の廃止に伴いまして、東京都による本市の新規申請書受理及び進達状況等の確認作業があることを想定し、一定の期間、「東京都心身障害者扶養年金告知書」を保有していました。その後、東京都による確認作業も行われず、また、廃止に伴う混乱も特になく、一定の期間が経過したということを確認しまして、今般、廃止届を提出させていただくものです。

**【会長職務代理】**

これは廃止届なので、特に資料はありませんね。

御質問ありますか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問事項に入らせていただきます。

諮問第10号「市民交流センター防犯カメラシステムの本人以外収集について」、それから、併せて諮問第18号「市民交流センター指定管理業務委託について」、こちら、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

先に、指定管理についてですが、諮問書56ページを御覧ください。現在、武蔵小金井駅南口駅前に建設中の市民交流センター、こちらは、コンサート、演劇、伝統芸能といった様々な事業をホールとして興行するなど、本格的な芸術文化施設と位置付けています。こちらは、年内に竣工予定となっておりますが、その管理は、指定管理者に行わせることになっていきます。指定管理業務として、施設使用に係る申請受付、承認業務等の個人情報等の事務処理を行わせることから、条例第27条第3項の規定に基づき、諮問をさせていただくものです。資料として、57ページから、管理に関する基本協定書をお付けしていますので、御参照ください。

指定管理先は、民間事業者、指定管理業務の内容、指定管理者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりです。なお、施設使用に係る申請受付等は、指定管理者選定後に新たな管理システムを導入する予定となっております。そのシステムにつきましては、また諮問事項とさせていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

続けて、1ページ、諮問第10号「市民交流センター防犯カメラシステム」です。市民交流センターでは、利用者の安全確保の観点から、防犯カメラの設置を予定しています。カメラは録画機能を有するものも設置しますので、個人情報の本人同意以外の収集として、条例第11条第2項第5号の規定により、諮問させていただくものです。なお、市の施設で、以前、防犯カメラを設置しているのは、市立の小中学校があります。平成18年度になります。こちらの設置の際、同様の形で、本審議会に諮問させていただいております。資料として、設置及び運用に関する要綱案、又設置予定場所についてお付けしていますので、御参照ください。

それから保有等届出状況報告書ですが、7ページ、届出番号13-22「小金井市民交流センター防犯カメラシステム」で、画像として個人情報が保有されるという形になるため、届出になります。

#### 【会長職務代理】

先に、説明のありました指定管理業務委託の方から議論しましょう。

指定管理者は既に当市でもいろいろな施設で採用しているわけですが、この点について、特に質問はございますか。先ほど総務課長は、新たな管理システムは、今後の審議会に諮問するということですね。

#### 【総務課長】

新しい施設には予約システムが入ることになっていますが、そのシステム自体はまだありませんので、システムが構築されましたら、それについては改めて諮問事項として、本審議会に諮問させていただきます。

**【白石委員】**

諮問書の65ページ、個人情報取扱特記事項第4条に目的外利用及び提供の禁止とありますので、具体的に想定できることをお伺いしたいのですが、文化関係、あるいはスポーツ関係の施設、大体指定管理で行うところは、共同事業でやるところもあるし、単独でやるところもありますが、例えば大手の興行屋、舞台屋が、取りますね。小金井市の施設で顧客管理をしていく場合、その会社が自分の本来の営業に利用出来るのかどうか教えてください。

**【文化施設開設担当課長】**

今、指定管理の選定をしているところですが、白石委員御指摘の、大きな実績のある指定管理を担っていただく事業者が選定される予定です。その事業体が自分の会社のために小金井市での顧客情報、個人情報を使えるのかということですが、これは使えません。募集要項等でもそういう形で明記しています。

**【会長職務代理】**

それは、今、白石委員が指摘した目的外利用及び提供の禁止のところを読み取れますか。

**【白石委員】**

原則は、そう読み取れます。それが原則論で正しいと思います。ただ、今のお話ですと指定管理者選定仕様書の中に明記されているということですので、出来れば参考資料で、仕様書の全文でなくても関連のところを出していただいた方が、より良かったと思います。

**【会長職務代理】**

募集要項はあるのですか。

**【文化施設開設担当課長】**

今手元にありませんが、募集要項はあります。指定管理の応募に当たって同様の質問がありましたので、そのときに、そういったものは活用できないという形で一斉に回答しております。

**【会長職務代理】**

次回で構いませんので、参考にそういうやり取りの記録を示していただけませんか。

**【総務課長】**

次回、参考資料としてお出しします。

**【嶋田委員】**

今の件ですが、指定管理業者の選択については、何か基準をあまりはっきり言っていなかったようですが、基準はどうなっているのですか。

**【文化施設開設担当課長】**

指定管理者の応募者に対する基準というのは、5月に市報、ホームページ等で、公募をしますというお知らせをし、それから、報道機関に対して送り、応募される予定がある方に対して説明会を開催しました。その後質疑を一斉に行い、一斉回答をして、その時点で、応募される方については応募していただきました。

その後、選定会議を開きまして、今、まだ確定はしていませんが、選定予定者が決まるようなタイミングです。

応募の要件ですが、個人ではないということ、それから、実績がある程度あるということ、後は小金井市の市民交流センター条例の趣旨、この目的が達成できるという、非常にあいまいな言い方ですが、そこを読み取った形で応募してくださいということになります。

**【嶋田委員】**

分かりました。

**【渡邊委員】**

個人情報とは離れますが、指定管理者のことですのでお尋ねしますが、64ページに「1階喫茶店業務は、指定管理業務から除く」となっていますね。例えば警備員は、指定管理者に任せるのでしょうか。

それから、もう一つ、身障者用の駐車場については触れられていませんが、身障者用の駐車場は指定管理者の範囲に入るのですか。その辺を今の段階で分かれば、教えていただきたいのですが。

**【文化施設開設担当課長】**

まず、喫茶店につきましては、指定管理の業務の範囲外になっています。それから、警備員につきましては、日中警備については、指定管理の業務ということになります。夜間については基本的には、無人になりますので、他の市の施設と同様、遠隔警備を予定しています。最後に身障者用の駐車場ですが、こちらにつきましては現在、どのような管理になるのか未定です。

**【会長職務代理】**

身障者用の駐車場は出来るのですか。

**【文化施設開設担当課長】**

あの施設につきましては、今建設中の市民交流センターの部分と、それから、その東側、小金井街道に面した部分に既に一部テナントが入り運営している部分があります。その南側にまだ一部稼働していない建物がありますが、そこは一つの建物という形になっておりまして、あの建物の規模でいきますと、身障者用の駐車場というのは東京都の駐車場条例等の規定により、2台なければいけませんので、それを満たし、駅前の施設でもあるということで、面積は少なくなります。もう2台、平置きの駐車場が確保されている状況です。

**【渡邊委員】**

指定管理者がその駐車場も管理するという形になるのか、未定ですね。

**【文化施設開設担当課長】**

はい、未定です。

**【渡邊委員】**

そこは、あいまいにならないようによろしくお願いします。

**【会長職務代理】**

よろしいですか。市民交流センターについてはもう一点ありましたね。

それでは次に、防犯カメラシステムについての質疑に移ります。これについて質問はありますか。

**【嶋田委員】**

2ページからの運用に関する要綱の中で、4ページ、第7条の3の(2)に「第1項各号に該当する場合は、保管期間を延長できる。」とありますが、これを読んだだけでは、どれを指しているのか分からないので、教えていただけますか。

**【総務課長】**

こちらの法規文といいますか、役所なものですから申し訳ありませんが、こういう表記が一般的になります。「第1項各号」という部分は、最初の第7条の(1)から(2)、(3)、(4)とありますが、「記録映像から識別される特定の個人の同意がある場合」から(4)の「犯罪が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合」までが第1項各号ということで、この場合が、第7条第3項第2号でうたっている「第1項各号に該当する場合」、これがそのまま当てはまるというようにお読みいただきたいと思います。

**【嶋田委員】**

はい、分かりました。

**【望月委員】**

5 ページの参考にカメラが21台設置されるとありますが、この記録装置は、カメラごとに、それぞれが記録装置を確保されているものなのかどうかということが1点ですね。

それから、今の質問にありましたように、1号から4号のことがあった場合は延長することができるということで7日間を超えて保管されるわけですが、メディアがどういう媒体になっているか分かりませんが、このカメラ21台ある中の一部分が必要な場合は、その保管というのはどのようになっていますか。

それから、もう一つ、装置は守衛室に置かれるということですが、これは安全を確保するために、カメラを設置するということですので、モニターか何かで絶えず21台のカメラを何か不審なことがあるか、危険なことをやっている人がいないか監視されるのか、その辺も併せて伺いたいと思います。

**【文化施設開設担当課長】**

まず記録媒体ですが、こちらを記録するハードディスクレコーダーと言いますが、2台のレコーダーで対応するシステムになっております。一部、延長して保管をすることについては、これはハードディスク上では上書きで、7日を過ぎますと消えてしまいますので、そういった事件、事故があった場合について慎重な取り扱いをしますので、提供するかしなないかは別として、必要が生じたときに、その特定される画像の部分のみを抽出をして、例えばDVDに転換をします。そういったものについては、しっかりと保管できる場所で、保管していく考えています。

それから、通常管理、安全の確保という観点ですが、守衛室にはモニターがあります。17型の液晶モニターに16分割したものが切り替わって、流れる形です。守衛室には常時1人の警備員の方が常駐する予定になってはいますが、態勢等によって巡回警備も行っていくしますので、常時モニターだけを見ているというのは難しいと思います。そういう形での安全確保という意味では、防犯カメラが付いているという精神的な抑止の意味でということで、通常は録画し、そこを凝視しているという形ではないと思っています。

夜間については基本的には人がいなくなりますので、安全確保という観点はありません。そこで、夜間は記録をしない形で、今は運用を考えております。

**【平沼委員】**

市民ホールは、駅へ行く大変便利な近道で、1階部分を大勢の人が通ると思いますが、今のお話ですと、夜間は通れなくするのですか。

【文化施設開設担当課長】

はい。夜間は通れません。

【平沼委員】

そうですか。分かりました。シャッターが下りれば、カメラが動いていなくてもと思いましたので。

【会長職務代理】

このカメラシステムを運用するのは指定管理者ですよ。

【文化施設開設担当課長】

はい。

【会長職務代理】

それから、もう一点。カメラが21台というのはとても多い気がしますが、過剰抑止力になりませんか。どうして、こんなに多いのですか。

【文化施設開設担当課長】

カメラの設置場所は、この要綱自体に付ける予定はないのですが、審議をするために、場所や台数をお示しした方が良いでしょうということで、参考にお付けしております。地下に練習室がありまして、御指摘があったように、どんな方でも基本的には入れます。借りた練習室には当然普通の人は入れませんが、一般の方は場合によっては、地下に降りることが出来てしまうので、そういったところを巡回警備するといっても一定限界がありますので、そこについては通路部分を撮るという形で、あの建物は円形なものですから、通常のカメラで追って撮っても死角が出てしまうということで地下通路には3台配備という、運用をする形になります。

それから、1階部分は身障者用の駐車場にお客様がお見えになったとき、安全確保のために係員が行くということも含めまして、そこは撮れるような形になる、又ホワイエ、マルチパーパススペースというのは、1階のイトーヨーカードーに面するような部分は、お客様が大勢来られるということで、2台ずつになります。この21台ですが、他の施設を全て調査したわけではありませんが、多摩地域の一定新しい施設においては防犯カメラが24台ついているという程度は調べています。どこに設置しているかについては、そこまで教えてもらうことが出来ませんので、どこに設置しているか分かりませんが、防犯の抑止になるような体制だ

と思っております。

**【会長職務代理】**

分かりました。オープンな施設であるだけに、抑止のためにはこれぐらい必要だということですね。

他にございますか。

では、この案件は承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、6ページ、諮問第11号、「新庁舎建設に係る市民フォーラム開催通知送付に使用する公募委員応募用紙の目的外利用について」です。市では、現在、市役所の新庁舎建設に向けて基本構想を策定中ですが、それは、市民参加型の委員会で検討いただいております。その市民委員を公募したところ、公募枠19人のところ、253人も御応募いただきまして、結果、大変多くの方が抽選に漏れたという形になっています。そこで、市では、10月に新庁舎建設に係る市民フォーラムを開催する予定となっておりますが、その開催の御案内を、市庁舎建設に興味を持ってくださった方々にもお知らせし、貴重な御意見をそこでもお聞きしたいと考えまして、公募委員に応募した際の応募用紙を目的外利用し、御案内を差し上げたいと考えたものです。目的外利用する個人情報、住所と氏名です。

参考に、応募用紙を様式類集の1ページにお付けしていますので、御参照ください。

なお、市民フォーラムの開催と公募委員に漏れた方へその旨を御案内することについては、市議会に陳情が出され、その陳情が採択されているという経緯もございます。

届出状況報告書、4ページ、届出番号01-35「小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会公募委員応募用紙」です。当初、こちらも反復して利用することは考えておりませんでしたので、保有届は出しておりませんでした。今回このような目的で使用することになったため、改めて届出という形で報告させていただきます。記載されています個人情報は、住所、氏名、生年月日、電話番号です。

**【伊藤委員】**

委員に漏れた234名の方に、この応募用紙に基づいて御案内を差し上げると

ということになると、本人通知は「あり」ということになりませんか。

**【総務課長】**

こちらの名簿を使ってお送りするわけですが、こちらの本人通知の意味は、あらかじめ情報を目的外利用する前にご通知をするというのがここで言う本人通知になります。

**【会長職務代理】**

事前に、そういう個人情報を使いますよという本人通知はしていないという意味ですね。

**【総務課長】**

あらかじめ御本人の方に御了承を得ると本人同意ですので、審議会の諮問事項にはなりませんので。

**【伊藤委員】**

分かりました。

**【会長職務代理】**

この中に、234人に当たる人はいないのですか。

**【渡邊委員】**

234人でないと、この市民フォーラムには参加できないのですか。

**【企画政策課主査】**

今回は、熱意を持って応募された方々が234人ということですが、大勢の方に参加していただきたいということで、これから市報、ホームページ等で御案内いたしますので、もちろん御参加いただきたいと思います。

**【渡邊委員】**

非常に興味はありますが、応募しなかったので、駄目かと思いましたので。

**【会長職務代理】**

ぜひ参加してください。

他になればこの案件を承認いたします。

それでは会長がお着きになりましたので、ここで替わります。

**【会 長】**

本日は、こちらに来庁するのが遅れ、大変御迷惑をかけました。仮野委員にお務めいただきまして、大変感謝申し上げます。

それでは、諮問第12号について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続いて、7ページ、諮問第12号「年金裁定請求勧奨のための連絡先に関する情報の目的外利用について」、併せて8ページ、諮問第13号については、外部提供になりますので、一括して説明させていただきます。

最初に、12ページを御覧ください。こちらは、厚生労働省年金局長及び日本年金機構からの協力依頼文書です。年金記録問題につきましては、調査を尽くすに当たり、年金受給対象者の方の連絡先等を把握いたしたく、市が保有する情報を提供いただきたい旨の依頼となっています。本件は、その依頼を受けて実施するものです。

9ページを御覧ください。こちらは、立川年金事務所と市長で情報提供に関して取り交わす覚書になります。諮問第12号が目的外利用の諮問で、保険年金課国民年金係が各台帳保有先の担当課から目的外利用する形になります。

そして、諮問第13号の外部提供は、集約した情報を年金機構に提供するということになります。提供する情報は、諮問事項に記載のとおり、氏名、住所、生年月日、電話番号、居所等です。

情報の提供に関しては、覚書第2条のとおり、立川年金事務所で定めた紙又は記録媒体によるものとされています。

#### 【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

#### 【白石委員】

諮問書、13ページに協力状況がありますが、1,439市区町村が協力すると回答していますが、現在の段階では、小金井市は検討中の56市区町村数の中に入っているのですか。

それから、今回は協力という判断をされたのですが、なぜ、そういう判断をされたのか。数は少ないですが、協力困難との回答が8市区町村ありますので、そのことの差について御説明いただきたいと思います。

#### 【保険年金課長】

実際は提供しておりませんが、協力する方向で諮問するというので、協力するとの回答が得られている市区町村数の中に含まれています。

その理由ですが、基本的に今回の情報提供につきましては、26市の中でもかなり議論があったところですが、基本的に年金機構との間で議論した結果、対象者については具体的に特定されて、勧奨することによって年金が増える方で、申

請いただくことによって年金が減る方については扱わないということを含めて確認いたしましたので、そういう意味で、基本的に小金井市の所在の中で確認されて、年金がまだ支給されていない方については有利になるという判断が得られましたので、参加に協力したいということになりました。

**【白石委員】**

いろいろ個人意見はありますが、時間もありませんので、最後の、要するに利益にということ踏まえれば、やむを得ないかなと思います。

**【会 長】**

他に御意見はございますか。

**【渡邊委員】**

協力状況について、このところを見ますと、回答があった市区町村というような表現ですが、現実には回答しているのですか。これからですか。

**【保険年金課長】**

協力する方向で検討するという回答はしておりますが、この諮問の段階では、具体的な内容についてまだ調査を行っておりません。

**【渡邊委員】**

諮問第12号は、氏名、住所、生年月日、電話番号、居所だけですが、諮問第13号の外部提供については、死亡年月日、住民登録の有無という項目が入っています。これはおそらく保険年金課で調べられるので、目的外利用はしないと思うのですが、死亡年月日、住民登録を外部提供するのはどうしてですか。

**【保険年金課国民年金係長】**

諮問第12号は国民年金システムで確認できますので、必要とする個人情報の内容には入れておりません。諮問第13号は、覚書にありますように、年金事務所がこれを求めておりますので、この内容で外部提供をするということで入れさせていただきます。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、15ページ、諮問第14号「統合化人事・給与システム」です。これについては、子ども手当制度の実施に伴うものです。子ども手当においては、

平成22年度からその支給が実施されるということで、先の審議会におきましても、その手続に関して必要な個人情報の保有届、処理システムなどの諮問をさせていただいております。今回の諮問は、市の職員への子ども手当の支給に関するものです。子ども手当の支給に関する法律では、公務員に関する特例がありまして、その中で、地方公務員への支給につきましては、居住地ではなく、その地方公務員が所属している地方公共団体が支給するというように、別の規定になっています。そのため、給与事務を担当する職員課と教育委員会の給与事務を担当する庶務課から、係る諮問が出されたものです。

現在、給与事務に関しましては、統合化人事・給与システムを導入し処理をかけておりますが、今回そのシステムに子ども手当の項目を付加する変更をするため、条例第14条の規定により諮問させていただいております。人事・給与システム記録項目は16ページにお示ししていますが、その最後の番号221番が新たに追加する形になっています。

届出状況報告書にお戻りください。4ページに係る手当の支給に当たっての各種申請書等各書式が、これ以降載っています。最初に、届出番号07-214、様式類集2ページ、「子ども手当認定請求書」です。記載事項につきましては、住所、氏名、生年月日等の他、子どもに関して、同居・別居の別、監護の有無、生計関係等を記載するようになっています。

続けて、届出番号07-215、様式類集は3ページ、「子ども手当額改定認定請求書」です。支給対象の子ども等に変更があった際の届出書になります。

続けて、届出番号07-216、様式類集は4ページ、「子ども手当現況届」、こちらは、支給者に対して年に一度、現況を確認するために提出を求めるものです。

そして、届出番号07-217、様式類集5ページ、「子ども手当受給事由消滅届」です。受給権が消滅した際に提出を求めるものとなっています。

次の届出番号30-89から30-92までは、教育委員会分ですが、内容はすべて同じですので、説明は省略させていただきます。

そして届出状況報告書、11ページ、届出番号07-193、次ページの届出番号30-80はシステムの個人情報の保有届です。各書式に記載される個人情報の内容は届出書記載のとおりです。

【会 長】

ただいまから事務局から説明がございました。御質問、御意見等があればお受

けいたします。

**【渡邊委員】**

地方公務員は市長が指名する形になりますが、この対象は、職員に限るのか、特別職、臨時職員、再雇用の職員は入るのですか。それから、学校の先生は東京都で雇用しているので、その場合は入らないのか、そこの辺りを教えていただけますか。

**【職員課長補佐】**

今回の対象は小金井市の正規職員のみですので、非常勤嘱託職員、臨時職員については、該当しておりません。

**【渡邊委員】**

該当しないのですね。学校の先生は。

**【職員課長補佐】**

支給対象外です。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続いて、19ページ、諮問第15号「公園等台帳管理システム」、それから、関連しますので、67ページ、諮問第19号「公園等台帳電子データ化委託」につきまして、一括して説明させていただきます。

本件は市が管理する公園について、今まで紙ベースで管理していた管理台帳を電子データ化したいというものです。市立公園においては民地をお借りしているものもありますので、その所有者情報等が個人情報としてデータ化されます。土地所有者情報のデータ化の諮問が第15号。データ化を民間事業者に委託するのが諮問第19号になります。

資料として68ページに委託の仕様書をお付けしています。個人情報の特記仕様書は、73ページ以降です。データ化されます個人情報は、土地所有者の氏名、土地の地番、地積、現況になります。

届出状況報告書にお戻りください。12ページ、届出番号39-60、「児童遊園等台帳」です。紙ベースのものを電算入力も含めて変更し、又児童遊園以外の公園等も管理しているので、名称を公園等台帳に、併せて変更するというもの

です。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

**【渡邊委員】**

今度、電算化に入れる項目の中に、大きさは入っていないように思えますが、今の紙ベースには大きさも入っているということですが、どうしてなのか教えていただけませんか。

**【環境政策課長】**

申し訳ございません。提出したものに誤字がありまして、「地籍」と書いてある部分、「地籍」の「籍」が「面積」の「積」ですので、そういった形で面積は入れさせていただきます。こちらの提出した書類は、訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**【渡邊委員】**

面積は入りますね。面積が入らないのはおかしいと思ったものですから。

**【伊藤委員】**

この児童遊園の数と、それ以外のいわゆる公園の数を教えていただけませんか。

**【環境政策課長と公園係主任】**

まず都市公園ですが、こちらが9カ所。それから、児童遊園ですが、そちらは75カ所。それから、子ども広場が46カ所。緑地は66カ所あります。

**【伊藤委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

20ページ、諮問第16号「調査票等仕分委託」で、総務課の案件です。こちらは、今年度実施する国勢調査の関係です。国勢調査に関しましては、今回より、郵送提出方式、インターネット方式の導入等、方式が大きく変更となっています。本業務は、主に郵送により、又調査員が回収した調査票を調査区ごとに仕分けて、さらに順番に並べるという作業。それから、その他インターネット提出のものを

含め、提出状況を確認するという作業を業務委託したいというものです。

資料として、次ページ以降、国勢調査調査票、委託仕様書、処理作業手順書の順でつづっておりますので、御参照ください。なお、作業につきましては市の会議室で行い、調査票やその他のデータの持ち出しは、想定していません。また、調査票記載の個人情報に関して、データ化するという作業はありません。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【白石委員】**

今回、どうして業務委託をされるのですか。実は私、国勢調査の見直しを求める会という会を35年間やってきましたので、背景は十分分かります。この間、総務省統計局の有識者懇談会の公聴会への出席や厚生統計局との交渉をいろいろしてきましたので、結果として今回の全世帯封入提出、それから、郵送提出も出来るということで、画期的な変換が大正9年以来の制度で出来たということについては、総務省統計局を高く評価しています。結果として、調査員の仕事がどちらかというと負担軽減になり、自治体、それから、指導員の負担が重くなりました。今までは、調査員が中身を点検した調査票を市に持ってくるので、市あるいは指導員が中身の精査をするということで良かったのですが、今回は仕事が全部、市に集中してしまう。その事情は分かりますが、だとすれば、むしろ臨時職員を一定数採用して、あくまでも市の管理の中でやったほうが良いと思います。というのは、国勢調査の調査員も指導員も、特別職の国家公務員に任命されますよね。それから、市の臨時職員ですと地方公務員法の第22条の一般職の地方公務員として任用されるということで、業務委託をするより、任用的なものからすると、良いのかなと。それに、直接管理が出来ると思います。ただ、おそらく、国勢調査担当の市の職員が非常に少ないので、一時的に応援態勢が組まれているとは思いますが、大量提携業務については委託をすると判断したのでしょうか。しかし、選択肢としては、むしろ直営で臨時職員を入れた方が、より、この秘匿性という問題からすると良いのかなと思いましたが、市の判断をお伺いします。

**【総務課長】**

白石委員のおっしゃるとおりですが、国勢調査担当は、あれだけのボリュームを職員3名ですべてを担わなければなりません。今回、郵送回答が主になるかと思しますので、小金井市だけで5万5,000世帯ありますので、臨時職員を雇う

にしても、そこを指揮監督するというのは相当の業務量になるということを想定しています。そういった事務軽減を考えまして業務委託というのを選択したというのが実際のところです。

【会 長】

ただいま、市の作業を前提にした事情を説明されましたが、白石委員、御了解いただけますか。

【白石委員】

事情は分かります。これは、国からの支出金、委託金、どちらか項目は分かりませんが、業務委託費も、事務費として見込めますか。

【総務課長】

国勢調査につきましては、交付金という形でまいります。一定、裁量というのをいただいておりますので、この事業についても交付金の範囲でやるということになっています。

【仮野委員】

例えば白石委員が言うように、臨時職員を雇った場合の給与も全部交付金で使えるのですか。

【総務課長】

ある程度一定の使い方というのは、交付金の中で裁量は与えてもらっています。ですから、御指摘のような形でやっても、それは交付金の範囲の中で出来るということですよ。

【仮野委員】

委託する民間業者というのは世論調査の専門会社のような、かなり手慣れたところに委託するのですか。

【総務課長】

今回、諮問をかけさせていただいて、これから契約を結ぶことになりますが、種々、かなり条件を付けますので、業者というのはおのずと限られてくると思いますが、そういった関係の業者になるだろうと思われま。

【会 長】

いかがですか。これは、調査業者としても、守秘義務はもちろんのこと、専門性を要求される作業ですので、一般の調査業者すべてが技術的に対応し得るかということ、やはり考慮しなくてはならないと思います。

【白石委員】

インターネット回答は、初めてで、これは東京都だけの限定的な実験ですよ。そこについては多少難易度があるかもしれませんが、他は、封を開けて並べて、世帯名簿、回収状況を照合していくという、きわめて単純ですが、正確性を求められているということなので、難易度としては高くありません。ただ、国勢調査をめぐる、長い間、やはりプライバシーの問題で国民の間に大きな動きがありましたので、そういう意味で言うと、調査票の個票の管理を十分していただけるかどうかというところにかかるのかなと思います。その後のこのコンピューター処理は、全部、総務省統計局が一括して統計センターでやりますので、そこはかなりガードが高いセキュリティーを取っているんで、一応信頼は出来るのかなということです。

**【会 長】**

いろいろな場でこの国勢調査の特に個人情報保護の観点からの懸念が広く議論されておりまして、我々自身も日常生活で実感いたしますとともに、またその議論もあるということ、我々市民は知り得ているわけです。そういうことで、技術的に可能な方法、又は市役所の人手不足という制約状況の中で、それを確実に実行しなければいけないということです。簡単なように見えて、非常に厳しい業務ではないかと思えます。

**【平沼委員】**

私の知っている方は、まとめ役の方に個人情報を知られたくないから、何とか知られないようにいろいろ手を尽くされましたが、結局知られてしまいましたので、小金井市から他市に引っ越しされました。そういう方もおりますので、国勢調査をまとめる方はきちんとした方にしていきたいと思えます。やはり個人情報を扱うのですから、できれば市の方がやっていただけたら、安心です。

**【総務課長】**

先ほど白石委員からも御指摘をいただきましたが、今回、契約の中で最大限、例えばプライバシーマークの取得をしている業者を選定する、若しくは、それに準ずる保護体制を十分とっているという業者を指定して行うつもりです。そういった形で最大限の保護を図っていきたいと考えています。

**【会 長】**

先ほど平沼委員がおっしゃったことは、非常に生活実感としても分かりますし、市民代表としてここにお見えいただいて、地域社会と密着した情感を伝えておられるということで、貴重な御意見の一つではないかと、会長も承りました。そう

ということで、慎重に業務を遂行していただきたいと思います。

他になればこの案件を承認いたします。

それでは次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、38ページ、諮問第17号「住居表示台帳及び住居表示板現況調査等委託」です。本業務は、市が保有する住居表示台帳、現況、これは街区の形状や建物の滅失等ということになると思いますが、現行との確認作業です。それから、街区の表示板の現況調査。こちらは、表示板が破損していないかどうかを市内巡回等の方法で調査することを委託するものです。資料として、41ページ、に委託仕様の業務概要をお付けしています。そして、49ページから個人情報取扱特記事項をお付けしています。

**【会 長】**

ただいま、事務局から説明がございました。御意見、御質問あればお受けいたします。

**【渡瀬委員】**

住居表示台帳の現況調査及び住居表示の現況調査というのを行うということですよね。それに対して委託する個人情報のところで、表札名、住所の表示、建物出入口線とありますが、こういうものが必要なのですか。基本的な話として、表札まで必要なのでしょうか。

**【市民課市民係主事】**

こちらの委託は、市から業者にお渡しするものの中には、一切、表札名等は付けておりません。滅失等があった場合においては、情報で建物の出入口線を一緒に付けるようお願いしているのですが、申し訳ございません。諮問書が間違っておりまして、表札名は調査いたしません。

**【会 長】**

これは重要な、資料の記載ミスですね。

**【市民課市民係主事】**

申し訳ございませんでした。実際に調査では、表札名は用いずに調査を行います。

**【渡瀬委員】**

はい、分かりました。

**【会 長】**

表札名というのは、解釈によっては非常にプライバシーとかかわる性質、属性を持っていると思います。近年、いろいろなコンピューターの検索、大手業者が全国的に車載型のカメラで主要道路を全部写し出して、本当に日常生活が丸裸になっていると思いますので、便利さの代償があまりにも大きいと思わざるを得ないですね。皆様も日常生活の中で実感されているとおりですので、ただいまの渡瀬委員の御質問、記載の件がはっきりしまして、安堵いたしました。

他にございますか。

**【仮野委員】**

先ほど公園等台帳管理システムのときに、「地積」というのが面積の「積」になっていなかったですよ。この場で訂正がされましたが、今もこの場で訂正されました。今答えた方に質問しますが、38ページの「表札名」が書かれていることが間違いであることはいつ気付いたのですか。

**【市民課市民係主事】**

こちらは、申し訳ございません。気づいたのは今朝、もう一度私が仕様書を確認し直しまして突き合わせを行ったときに、間違いに気付きました。

**【仮野委員】**

今朝気付いたなら、もっと早く我々に言ってもらわないと。「地積」もそうですが、間違いに気付いたら、会議が始まる前に、今日配付した資料には、ここここに間違いがありますというのを言わないと、余計な時間、余計な議論、余計な質問をすることになりますよね。

**【総務部長】**

今回、間違いが2カ所あり、大変申し訳ありませんでした。今後こういうことのないように十分注意したいと思いますので、よろしくお願いします。

**【仮野委員】**

いやいや、間違いは、あると思います。しかし、問題は、この会議が始まる前に、早くに訂正しておくということですよ。

**【総務部長】**

今後は担当からも、そういう間違いがあったということを連絡してもらうように徹底いたします。

**【仮野委員】**

会議が始まった冒頭に、今日は配付資料のここここに間違いがありますと言ってくれば、我々はそれで納得できます。さっきの「地積」のところでは気にな

っていましたが、また間違いが現れたので、言うておかなければいけないと思いましたが。

**【会 長】**

特に、今の表札名の方が非常に秘匿事項に関わるところなので、やはり事務局におかれても慎重を期していただきたい。これは我々審議会としても切にお願いを申し上げたい。

他にございますか。

**【伊藤委員】**

この問題の質問ではありませんが、たまたま今回、住居表示の見直しをなさるということですので、気付いた点を申し上げます。前原5丁目の電柱に、なぜか、府中市浅間町の看板が付いています。通るたびに、何でこんなところに、府中の飛び地があるわけがないのにと感じて見っていました。昔の慶應グラウンドに行く通りに、今は大きなマンションが建っています。一部は府中市ですが、バスを降りて、マンションに行く途中の中間にあるお店の向こう隣の電柱が浅間町の住居表示になっています。南側が、前原町5丁目なのに、北側が浅間町なのは変ですよ。至急取り替えられた方が良いでしょう。

**【市民課市民係主事】**

こちらは、街区表示板の類であれば府中市が、その他の表示であればその設置者が設置したものだと思いますので、連絡を取りまして、確認いたします。

**【会 長】**

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

78ページ、諮問第20号「武蔵小金井駅北口地区まちづくり調査委託」です。武蔵小金井駅周辺では、南口では再開発事業が施行中であり、又中央線においては高架がされ、様相が大きく変わっている状況です。このような中で、北口においても地元の商店街、地権者の方を中心に、まちづくりを検討する組織として武蔵小金井駅北口再生協議会が立ち上がり、地区の再生に向けて検討がされています。この度市では、市民発意のまちづくりを支援するために、本調査委託業務を実施することとなりました。参考に、79ページに委託仕様書、82ページに取り扱う個人情報、83ページに作業手順の概要を表に示しています。

届出状況報告書にお戻りください。11ページ、届出番号43-12、「武蔵

小金井駅北口地区土地所有者、建物所有者及び居住者一覧」です。様式類集は21ページになります。地区の権利者の方々について、一覧として、このように保有するものです。氏名、住所の他、地番、地積、家屋番号、家屋の構造等の情報が記録されます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【総務課長】**

申し訳ございません。先ほど御指摘をいただいて、早速で大変恐縮ですが、82ページに、取り扱う個人情報ということで列挙させていただいておりますが、今担当から連絡がありまして、必要とする個人情報のうちの1の(3)居住者の居住者氏名、居住者住所は、取り扱う個人情報ではないということですので、申し訳ございませんが、削除をお願いいたします。

同様に2の調査方法で(3)居住者の住民票を取得するとありますが、この作業は行いません。本当に申し訳ございません。

**【仮野委員】**

これは、まちづくり再生協議会が動いているようですが、その再生協議会が協議するときの重要な資料になるという意味ですか。

**【まちづくり推進課長】**

これは基本的には市が扱う情報で、再生協議会には、提供しません。

**【仮野委員】**

個人情報も含めていろいろなデータをまた改めて調べ直し、良いまちづくりをするために、民間委託をして調べるのでしょうか。そうすると、再生協議会を支援するためにこの調査をするのに、情報は何を渡すのですか。

**【まちづくり推進課長】**

市で調べて、どのような方向性があるかということ判断します。再生協議会を支援するという委託もありますが、その内容を今現在、市は保有しておりませんので、そのデータを一緒に委託して、個人情報を市が保有したいということで諮問しております。

**【渡瀬委員】**

そうすると、受託者に渡す個人情報の記録の形態は、文書記録、磁気テープ等の記録を渡すことになりますが、調査結果は、どのようになるのですか。

**【まちづくり推進課長】**

調査結果ですが、アンケートやヒアリング等、市が行うものに対して使用します。

**【渡瀬委員】**

調査するために必要な情報を提供するという事を一生懸命言っていますが、その調査会社が調査して得た情報というものをどういう形でもらうのですか。

それから、それは今後他に利用されないようにということは、きちんと契約を結ぶのですか。

**【まちづくり推進課長】**

記録の受け取りは、データ処理したものと紙ベースのものになります。

それから、契約の中で、それを外部利用しないかということですが、そちらは守秘義務ということで考えておりましたが、不十分であるようであれば考えたいと思います。

**【渡瀬委員】**

守秘義務のところは、内容を一切他に漏らしてはならないということは書いてありますが、このときに集めた電子化された情報を廃棄する、そういうことを仕様書に入れる必要があるのではありませんか。

**【総務課長】**

大変申し訳ございません。こちらの契約につきましては、確かにおっしゃるとおりですので、個人情報取扱特記事項を契約書を付けることにさせていただきたいと思います。

**【嶋田委員】**

私もこのことは多少知っていますが、委託内容の（3）に武蔵小金井駅北口再生協議会運営支援とありますが、協議会に情報を提供しないとすると、地権者の方を含めて再生協議会はこういうまちづくりをしたいという協議会の考え方と、今度作成したものが市民の意向だと言って、全く相反するものになると、これは問題になってしまうのではありませんか。支援をするというのは、やはり市が一緒に入って、業者とやっていくと考えると、ほぼ同じものになるのではないかと。その報告書が成果物として出てくるということで、考えていって良いのではないのでしょうか。

そうすると、何のために業者に委託してまでこれを作成するのかというところが漠然としていて、再生協議会の提言の検証及び実現するための検討等、良好な

まちづくりの実現に寄与するだけでは当たり前の話なので、もう少し明確に、具体性を持ってやられた方が良いのではないのでしょうかという意見です。

**【まちづくり推進課長】**

委員のおっしゃるとおりで、この事業を委託しますと、再生協議会の意向に沿ったもの、それに対して支援しておりますので、出来上がった報告書は、再生協議会の考えているものになってくると思います。目的としては、平成21年の3月に市も協力しましたが、再生協議会が提言書を作成しました。その検証をしたいということで、市が単独で検証出来れば良いのですが、市の力では、現在の職員体制等を考えますと難しいので、民間に委託することを考えました。

ですので、今後、今年度まちづくりの方向性が決まりましたら、また来年度は、その方向性に沿った形で業務委託をしていこうと考えております。

**【渡瀬委員】**

これ、調査だけではないのではありませんか。

**【まちづくり推進課長】**

業務の内容ですが、調査だけではありません。名称には調査と書いてありますが調査及び支援も入っております。ただ、一般的に業務名称として委託に出す場合にはまちづくり調査委託ではないかと、昨年度の予算委員会で、その名前を使用させていただきましたので、委託内容は調査だけではないですが、調査委託という名前を出させていただいております。

**【仮野委員】**

このやり取りは私の最初の質問から始まりましたが、私の質問は実に単純で、こういうまちづくりをしっかりとやるのは大事なことから、良いことだし、再生協議会が市民団体で、市民レベルで出来ている、それが動くのも結構だと思います。一方、昨年3月に提言が作成され、市としてどういうまちづくりを描いていくか、実態をもう一回調べてみようという話でしょう。ここにあるように、商店主や地権者が本当はどう考えているか、地域活性化にどんなアイデアがあるか。それを全面的に把握して、アンケート調査も含め、再生協議会がこれからまた議論する上、さらには市独自に議論する上で実態をつかんでみようという話でしょう。私は、こういう調査結果は再生協議会に提供するのかと聞いたのです。同じまちづくりを目指すわけだから、提供した方が良いのですよ。ただし、問題は、再生協議会に提供するときに、個人情報をも慎重に扱わないといけないということです。あなたは、提供するとは言わなかったが、最後になって一緒にやると言っ

たでしょう。いいまちづくりをするために、住民の意向を聞いて、実態をよく調べてみようということは、良いことだと思いますよ。その場合、ここで調べた結果として出てくる個人情報には慎重に扱って、外に漏れないようにすることを、しっかり考えていけば良いのです。

**【まちづくり推進課長】**

先ほど私の説明に問題がありまして、大変申し訳ございません。勘違いをしております、個人情報を出すのか出さないのかということで、話をしてしまいました。再生協議会には、情報を提供する予定です。そのときは、個人情報には十分注意して提供していこうと思っています。

**【会 長】**

慎重にやるということですので、仮野委員、よろしいでしょうか。

**【仮野委員】**

やっと納得できました。

**【会 長】**

なかなかコミュニケーションは、こういう身近な事務局と委員という、この対話の場でも難しいものですね。だからやはり、記録や審議資料というのは、正確なものを出していただいて、事実確認のための時間をできるだけ短いものにしていく必要があるのではないかと思います。

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、84ページ、諮問第21号「住宅マスタープラン策定支援委託」です。住宅マスタープランは市の特性に応じた住宅施策の方向を定めるもので、本業務は、その策定のコンサル業務を委託するというものです。資料として、85ページに仕様書をお付けしています。その中で分譲マンションの実態調査がありますが、基本的には管理組合との郵送でのやり取りになりますので、個人情報性はそこにはありませんが、管理組合が不明である、あるいは管理組合が非法人であって連絡先が分からない場合については、直接訪問により情報を収集する必要があります。その中で、管理されている方の御自宅住所といった個人情報性がある情報を一定収集する可能性があるということですので、念のため、諮問とさせていただきます。なお、策定支援の流れを90ページにお付けしていますので、御参照ください。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【嶋田委員】

仕様書の86ページ、資料収集の6番にTDMデータとありますが、これは何か教えていただけますか。

【まちづくり推進課長】

TDMデータは、略語になっておりますが、東京デジタルマップデータというデジタル地図が載っているデータです。いろいろな会社のデータがありますが、この仕様ではTDMデータという形式を使うということです。

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは、他にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第22号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続」、それから、諮問第23号「証明書等自動交付事務委託」、こちら、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

市では、市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアで住民票、印鑑証明の交付を実施することを考えています。こちらの制度の概要につきましては市民課から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【市民課長補佐】

今回、実施を予定しておりますコンビニ交付ですが、コンビニの店内に設置されたキオスク端末を利用者が操作することにより、現在は、市役所第二庁舎市民課窓口と電話窓口制度による委託店及び公共設備等で行っている証明書の交付のうち、住民票の写しと印鑑証明書につきましては住基カードを使用して、自宅又は勤務先等の最寄りのコンビニで行うことを可能とし、市民の利便性が大幅に向上するサービスになります。

なお、このサービスは既に都内では三鷹市、渋谷区、それから千葉県の子川市で、今年の2月2日から、あと、福島県相馬市では4月6日から開始しております。

初めに諮問第22号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関

するオンライン接続」ですが、これは、コンビニ交付を実現するために小金井市の基幹系住民記録システムに証明発行サーバーを構築し、コンビニ交付事務の委託先である財団法人地方自治情報センター、LASDECとといいます。このLASDECの証明書交付センターにLGWANと呼ばれております専用回線である総合行政ネットワークを通じて接続するものです。

なお、証明書発行の流れ及びシステム構成イメージ及び改ざん防止技術等の資料をお付けしています。

続きまして、諮問第23号「証明書等自動交付事務委託」ですが、先ほどの説明と重複する部分もありますので簡潔に申し上げますと、これはコンビニ交付を実施するに当たり、交付事務についてLASDECと委託契約を締結するものです。資料として、12ページに協定書、16ページに委託契約書、21ページ、別紙1として、コンビニ事業者等におけるセキュリティーについて、22ページ、別紙2として、個人情報の取扱いについて、23ページに委託仕様書案をお付けしております。

同時に、LASDECは「コンビニ交付導入推進支援事業」の助成金の実施団体の選定を行い、本市は実施団体として選定されました。正確な数字はまだ発表されておりませんが、都内でも数団体、全国で数十団体が実施団体として選定されていると聞いております。この案と同様の契約手続をするものと考えております。

**【会 長】**

ただいま、担当課から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

**【白石委員】**

小金井市の住基カード交付率は約何%ですか。

**【市民課長】**

今調べています。

**【白石委員】**

調べていらっしゃる間に、どうしてこういう質問をするかということ、個人情報保護審議会的には、住基ネット自体がもう動いているので、それなりのセキュリティーなり個人情報保護についてはいろんな議論がありますが、一定、今落ち着いた状態なので、あえてそこについては触れません。ただ、コスト的かというと、住基カード交付率自体が、総務省が当初予定していたものから大幅に減っていて、

実質的にはほぼ破綻した状態に近い。だけど、なおかつ、総務省としては何とか普及をしたいということで、お金をかけて、こういうモデル事業もどんどんやっていくという背景があるのかなと思っています。事業を行う市の負担に対して、実際カード所持をしている方が年間でどのぐらい使われるかということと言うと、あまり市民サービスの向上にはつながらないのかなということだけは一言言っておきたいということで聞きました。本論とは違うということで、これは議会サイドでやっていただく課題ですので、その交付率だけは、教えてください。

**【市民課長】**

平成22年の3月末時点ですが、有効枚数が5,872枚、普及率は5.3%となっております。毎年、この普及率が出て、去年は、小金井市がトップでしたが、今年の2月2日に三鷹市がコンビニ交付を始めた関係で、無料交付を行いましたので、3月末時点では三鷹市に追い抜かれ、2番目の普及率になります。

**【平沼委員】**

住基カードの交付は、小金井市は有料ですよ。

**【市民課長】**

有料です。

**【平沼委員】**

三鷹市が無料ですよ。小金井市は500円だと思いますが。

**【市民課長】**

そうです。

**【会 長】**

他に、御意見、御質問はございますか。

それでは特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

**【事務局】**

お手元に「平成21年度の情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況」をお配りさせていただきました。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

**【会 長】**

ただいま説明がございました。これを時間のあるときに、お目直しをお願いしたいと思います。

それでは、最後に、次回の開催日程ですが、会議室の空き状況の関係から、次回は10月22日金曜日に決めさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。御了承いただけるようであれば、次回は10月22日金曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は大変案件が多く、又その記載等につきましても問題点の指摘がありました。大変慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。